

令和3年9月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月13日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主事	大野恵美
------	------	----	------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	坂本敬君
公民館長	高林浅輝君	遊水地 対策室長	溝井浩一君

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

---

◇ 須藤安昭君

○議長（須藤利夫君） 1番、須藤安昭君の発言を許します。

1番、須藤安昭君。

[1番 須藤安昭君登壇]

○1番（須藤安昭君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしております遊水地に係る村の対応についてを質問いたします。

遊水地計画が発表され、各種説明会や測量が始まっております。事業の詳細や補償内容等についてはいまだ公表されず、事業の合理性にも疑問があります。国のスケジュールのみが先行し、地権者、住民の不安は高まるばかりです。

もちろん遊水地計画の可否の最終判断は、一人一人の地権者に委ねられていることではありますが、行政として、地域、玉川村の将来に禍根を残さないように対応しなければなりません。すぐに検討、着手すべき3点について、質問します。

1、農地の流動化と玉川村農業の再構築について。

計画によると、竜崎、中、小高地区の約100ヘクタールの農地と大部分のビニールハウスが、令和5年から作付できません。一方、村内の農地を見ると、耕作放棄地が年々増加し、後継者の問題もあり、農地を手放したいという声もあります。

農業を継続、拡大したいというニーズと農地を手放したいというニーズをマッチングさせ、農地の流動化と玉川村農業の再構築について、村長の考えを伺います。

2、遊水地の管理、利活用について。

計画が進むと100ヘクタールの遊水地ができ、二、三年たてば浜尾遊水地と同じく原野になってしまうと懸念されます。西からは熊が来て、東からはイノシシが来て、玉川村は敬遠される地域になってしまいます。遊水地を管理し、利活用についてどのように考えているか伺います。

3、住宅用地の造成、インフラの整備について。

3月の定例会に、遊水地の計画とは関係なく、人口減少対策について質問いたしました。村民の10%は玉川村からよそへ移りたいと考えている現実を指摘しました。

今回の計画では、約60戸が移転の対象となります。100%村内に住んでいただける受皿、住宅用地の造成、インフラの整備について、村長の考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

遊水地に係る村の対応についてであります。1点目の農地の流動化と玉川村農業の再構築につきましても、耕作放棄地を所有する方、農地を手放したいという方、農業を継続、拡大したい方々に対する農地の流動化については、遊水地に係る農地の代替地の確保の観点からも、調査等により農地を手放したいという方々の状況を把握し、各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員、さらには農地中間管理機構等の協力を得ながらマッチング作業を行い、本村の農業の再構築を図ってまいりたいと考えております。

なお、令和5年度から作付できないとのご指摘につきましては、国の説明を受けてのものと思われませんが、地権者との交渉が円滑に行われた場合の最短で工事が着手される場合を想定したもので、国に確認したところ、契約等に時間を要すれば令和5年度以降も作付が可能とのことであります。

次に、2点目の遊水地の管理、利活用につきましては、今回示された計画どおりに全買取方式で事業が実施された場合には、国が主体となって遊水地の管理を実施することになりますが、近隣の遊水地の現況を見ると、安全で効果的な利用、管理がなされるか、大変危惧されるところであります。

ご指摘のようなイノシシや熊が出没するような原野などにならないように、適正な管理が図られるよう国に要望するとともに、今後、村としてどのような利活用方法があるか、村民の皆さんの意向等を確認しながら、他町村の事例なども調査研究し、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の住宅用地の造成、インフラの整備につきましては、今回の遊水地計画では、ご指摘のとおり約60戸が移転対象とされておりますので、対象となる皆さんの意向をしっかりと把握し、移転希望先に係る用地を確保するとともに、住宅地の造成やインフラ整備についても、国・県などと調整を図りながら補助事業等の利活用を図り、全ての方が村内に住んでいただけるような施策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 再質問をします。

まず、農地の流動化と玉川村農業の再構築についてでありますけれども、比較的耕作条件のよい小高地区でもたくさんの耕作放棄地があります。玉川村全体では耕作放棄地の面積はどのくらいになっているのか、お尋ねします。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの再質問、村全体の耕作放棄地の面積ということでございますが、昨年度、農業委員の皆さん、そして最適化推進委員の皆さんにお世話になって調査した結果でございます。そちらを申し上げさせていただきます。

合計で、村内全域で387.06ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） ただいまの答弁で、387ヘクタールという大変大きな耕作放棄地があるということが分かりました。個々の条件があるとは思いますが、早急に情報を収集し、農業委員会あるいはJA等にも協力をいただき、対策を立ててほしいと思います。

次に、遊水地の利活用についてであります。

村民の意向を確認し、他町村の事例等も参考にして検討するという答弁でありましたが、鏡石町、矢吹町も同じ不安を持っていると思われます。3町村の対策協議会等の設置についてはどのように考えておられるでしょうか、お尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま1番、須藤議員のお尋ねの点であります。

過日、矢吹町、鏡石町のそれぞれの町長と私とお話をさせていただきまして、それぞれ遊水地対策室あるいは治水対策室ということに設置がなされるように話合いが行われました。

玉川村におきましても8月1日付で人事異動を行いまして、専門の部署に職員2名、そして兼務で1名ということで、3名の現在、職員体制で進めております。それらの連絡等の会議等については、まだ状況を詳しく把握しておりませんので、遊水地対策室長のほうで分かる範囲内で答弁させていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の再質問についてでございますが、事務レベルでの協議等を行っております。鏡石町につきましては今年の4月1日から、玉川村については、先ほど村長からありましたように8月1日から、矢吹町につきましては、今のところ10月1日というような情報が入っております。現在、協議会ではございませんが、3町村集まって、今後の進め方については協議しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） ただいまの答弁ではこれからということではありますが、事務レベルに限らず、やっぱり村長は当然なんです、議会等も含めた中でそういった横の連携を取りながら、共通する部分については国へ要望する、そういったことは当然必要だと思いますので、ぜひ設置をお願いしたいなど、そのように思います。

それから、先ほど国へ要望するという答弁がありました、国への要望と回答を明確にするため、国と村議会の定期的な会議を持つ必要があると思いますが、村長の考えはどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま1番、須藤議員の、国と村議会との連絡調整会議のような必要性というふうなお尋ねの件でございますけれども、現時点において、まだ国のほうで調査設計に詳しい分まで入っているような状況でないで、今後、刈取りが終わってから具体的な測量調査設計に入るやにお伺いしておりますので、当然、国あるいはその関係住民、地権者等との連絡協議を先行しながら、その後、そういう経緯等について議会のほうに村なりから報告をさせていただき、そのような形で現時点においては進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 3点目の住宅用地の造成、インフラの整備につきましては、この後、中、竜崎地区の議員から個別具体的に質問がありますので、そちらへ譲りたいと思います。

最後に、住民の不安、要望の約70%は住民意向調査に集約されております。遊水地対策室は住民からの相談を待つのではなく、住民を積極的に訪問し、不安の解消、要望の実現を図るべきと考えますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の再質問でございますが、迅速に積極的に住民、地権者の方との意見交換ということがございまして、国と協議しまして、今週の水曜日から竜崎、中、小高、各小さい組単位で意見交換をしましょうということで実施する予定でおります。

内容につきましては、地権者の方々に各意見交換会の日程をお示しし、その中に意向調査の結果を載せて配付しております。特にその中で出ました質問事項、要望事項については、国が答えるという方式で行うということで実施します。合計8回を予定しています。その中には村も同席をしまして、意見の聞き取りということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 分かりました。お願いしたいことは、村の待つ姿勢でなくて積極的に住民に声をかける、住民の声を聴く、そういったことを要望して質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

---

◇ 小 針 竹 千 代 君

○議長（須藤利夫君） 次に、3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

〔3番 小針竹千代君登壇〕

○議長（須藤利夫君） 質問に先立ち、小針竹千代君から、質問に対し資料提示の申出があります。これを許します。

ただいまから、事務局長より配付をいたします。

〔資料配付〕

○議長（須藤利夫君） 配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（須藤利夫君） なお、質問終了後、資料は回収をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、質問を始めてください。

○3番（小針竹千代君） ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました2点について質問をさせていただきます。

1番目、阿武隈川緊急治水対策について。

令和元年度から始まった阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは、令和3年5月28日、31日に玉川村の抜本的治水対策の提案として、遊水地計画の範囲の提案の説明会が行われました。それは驚くべき範囲でした。

竜崎、中、小高の一部の対象者への説明会で、地域の皆様よりご意見を伺うことを目的とするものですが、対象者の意見を聴いてもらえるのか、いささか疑問を感じますが、次の点について伺います。

①8月1日付で遊水地対策室が設置されましたが、これから先、村ができることは何か、またこの対策室が行うことは何か。

②計画範囲は決定ではないと言っているが、現在の計画だと竜崎、中地区においては住宅移転が発生します。村内移転ができるように農地転用ができるのか。

③中地区の予定対象者は9軒のこの皆様の個別の意見を伺うと、同じ中地区に移転したいと希望している。そのためには村道中-16号線、村道中-17号線を早急に工事を行い完成す

べきで、中-16号線については、令和2年度に用地取得の予算も確保されているにもかかわらず進まないのはなぜか。

④6月28日付で、地域整備課により遊水地計画に係る住民意向調査が実施された。村民懇談会の小高、中、竜崎の意見として出されたが、意向調査の冒頭に賛成、反対についての項目がないのはなぜか。

また、この意向調査の結果は、⑤8月3日に対象地区の認定農業者と国土交通省の懇談会があったが、これは村と国交省、どちら側からの要望だったのか。また、懇談会の内容は認定農業者にとっては受入れ難いものだったと聞く。そのときの資料に公共事業用地補償のあらましと代表的なケース（想定）があったが、どうしてこのような資料があるにもかかわらず関係者に配付できないのか。

次に、2点目、新型コロナウイルス感染症について。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んでもデルタ株の拡大により、福島県も8月8日より9月12日ということになっておりますけれども、今月いっぱいまで延長、まん延防止等重点措置が出されました。

そこで、次の点について伺います。

①新型コロナウイルスワクチン接種については、あつうみ医院、味原医院の全面的協力によりスムーズに接種が進んでいると思う。現在までの接種状況及び今後の予定は。

②現時点で事業及び行事の中止が決定しているものは。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

阿武隈川緊急治水対策についてであります。まず1点目の遊水地対策について、村ができることや対策室が行うことにつきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの中で遊水地群の計画が示されましたので、村民の皆さんの意向を尊重しながら、この対策に当たるため、8月1日付で遊水地対策室を設置したところであります。

これに先立ち、村として今後どのような対策ができるかを検討するため、6月末には遊水地計画対象予定者に意向調査を実施しておりますので、この調査結果を基に、今後、各種施

策を講じていくこととしております。

具体的には、遊水地対策室において、国や県、対象地区などとの連絡調整、遊水地計画に係る要望の取りまとめや国への提出、さらには宅地や工場用地、農地や農業用施設用地の代替地対策、営農対策、相談窓口業務等にしっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目の住宅移転に関して、村内移転ができる農地転用につきましては、農地の転用については立地基準や一般基準など様々な許可基準がありますので、移転希望する土地が具体的になりましたら個別にご相談をいただき、県に協議することで現在、県の関係機関と打合せを進めているところであります。

次に、3点目の村道中-16号線の進捗につきましては、道路予定地に係る法定外道路等の登記書類の作成や立木補償に係る調査、擁壁に係る補償額の調査に時間を要したため、対象者との契約交渉に至っておりませんでした。8月に書類が整い、今月、一部地権者との契約を締結できましたので、今後も残る契約交渉を進め、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、ご指摘のとおり、中地区においても遊水地計画に係る移転対象者が見込まれますことから、その受皿として本路線沿線は有力な候補地であると認識しておりますので、今後、民間事業者の協力を得ながら住宅地開発を促進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の阿武隈川上流遊水地群整備計画の意向調査につきましては、この調査の目的は1点目のご質問でもお答えしたとおり、計画に対する賛否を問うものではなく、村として今後どのような対策ができるかを検討するため、村独自で実施したものであります。

また、意向調査の結果については現在、遊水地対策室で取りまとめており、今後、調査対象となった方々への結果をお知らせするとともに、国や県に対しても調査結果の共有をはじめ、村民の皆さんの意向等をしっかりと伝え、必要な事項については要望していく考えであります。

次に、5点目の8月3日に実施した意見交換会につきましては、住民説明会で計画が説明されて以降、多くの事業者、農業者が今後の営農に大きな不安を抱えている状況を踏まえ、特に影響が大きいと思われる予定地で就農している認定農業者を対象として、現在の正確な計画情報を伝えるとともに、相互の意見交換を実施するために村が国に働きかけて実施したもので、対象となった26名中20名が出席し、会議終了後には国との個別相談も実施いたしました。

また、その際に配付した資料の公共事業用地補償のあらまし等については、最終的には用

地調査などが終了して、補償の交渉が始まる際に国から地権者へ配付されるものと聞いておりますが、今後、計画している各地区での意見交換会の際での配付を国に要望してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。まず1点目の現在までの接種状況及び今後の予定につきましては、接種状況については村内2か所の医療機関の協力の下、5月17日から集団接種等により住民に対する接種を進めてまいりました結果、8月末の時点において、65歳以上の1回目が2,067人、2回目が2,022人で接種完了率は93%、50歳から64歳の1回目が1,113人、2回目が1,086人で接種完了率は87%、12歳から49歳の1回目が1,188人、2回目が1,057人で接種完了率は41.5%となっております。

また、今後の予定については、50歳以上の接種希望者に対するワクチン接種がほぼ完了し、49歳以下の村民についても接種に必要なワクチンの確保ができたことから、村内各医療機関の個別接種及び保健センターの小規模集団接種を継続して実施し、10月末頃までには接種を希望する村民への接種がほぼ完了できる見込みとなっております。11月以降につきましても、接種を希望する未接種者が個々のタイミングでワクチンの接種を受けられるよう、当分の間、個別接種の体制を継続してまいります。

次に、2点目の現時点で中止が決定している事業及び行事等につきましては、今月11日に予定しておりました村敬老会については、8月に入り村内から5名の感染者が確認されたことや近隣市町村の発生状況を鑑み、昨年に引き続きやむなく中止とし、敬老祝い金等については各地区集会所などで交付を行ったところであり、また今後予定している主な行事については、10月30、31日に予定している村民文化祭は、規模を縮小し展示のみの開催とし、10月31日開催予定の産業まつりは、来場者及び運営スタッフの安全確保が困難なため、実行委員会で中止の決定をしたところであり、11月9日の村戦没者追悼式及び慰霊祭は、村遺族会からの申入れにより、昨年度に引き続き来年度に再延期と決定をしております。

また、11月14日のたまかわ健康フェスタ2021～さるなしウォーク～は、参加者を県内在住に限定し開催する方向で準備を進めており、11月27日に予定している文化講演会は、感染拡大地域である関東圏からの来場者も予想されることから、さらにはチケットの販売制限による採算性の観点からも中止と判断をしたところであります。

なお、中学2年生を対象とした国内研修事業など、来年1月以降に予定している事業については、感染状況等を踏まえ、安全な感染防止対策などを行った上で実施可能か、今後、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、議会初日に、村長の挨拶の中でプロジェクトチームを立ち上げるというふうなお話がありましたが、このチームの構成メンバー、内容等について、分かっていることがあればお願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 阿武隈川遊水地対策室は8月1日に設置をさせていただきました。遊水地対策のプロジェクトチームにつきましては、現在、メンバー等につきまして検討中であります。全庁的にいろんな方面から農業者の問題、あるいは仕事をしているなりわいの問題等を幅広く検討するためのプロジェクトチームで現在、検討しております、9月あるいは10月にチームを結成して、毎月1回ぐらいずつで遊水地対策室と連絡調整を図りながら、今後、村民の皆さんの期待に応えられるような、そういう事業の展開にするべくプロジェクトチームを構築していきたい、そのように考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ①の対策室、村の部分で、宅地や農地や農業用施設の代替地対策、営農対策とありますが、国土交通省の出しているQ&Aというのがあるんですが、質疑の。その中で代替地は、地元役場と共にできる限りご好意に沿った提案を行いたいというふうなことが書いてあります。具体的にはどんなことをするのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 3番、小針議員の再質問にお答えいたします。

前の1番、須藤議員のときにも話ありましたように、まず代替地については国では探すことができないので、各地元の役場のほうにお願いしたいという旨のことでQ&Aが作成されていると思います。

また、農地については農地のマッチングということで、農地移動適正化あっせん事業みたいに、そういう事業を活用しながら農地を集めていく、提供していくというような考えをしております。

宅地については、今週の水曜日から地元に入っていきますので、実際にどのくらいの必要があるか、どういう建物を建てるのか、一般住宅なのか農家住宅なのか、そこら辺を見極めしながら各地権者の要望に応じていく、支援していくというような考えで進める考えを持っ

ております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 具体的なところを聞いたかったですけれども、中地区ですと空き家とか空き地とかあるんですね、そんなに中地区に住んでいなくて。だから、そういう人との交渉を対策室がやってほしいんですよ、手放せるかどうかって。

まだ未定ですけれども、これから交渉が入っていったときに、移転する人が対策室に来たときにこういうところがありますよ、このくらいなら手放してくれますよという、その情報提言を対策室が具体的にやってもらわないとやっぱり移る人は困ると思うんですよ。そういったことを早め早めに調べてもらって、空き家、空き地、そこの持ち主との交渉もお願いしたいと思います。

あと、質問ですけれども、対策室は現時点で、遊水地の計画で一般の人が分かり得ない情報があるのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 3番、小針議員の再質問にお答えいたします。

計画の発表につきましては、住民説明会が5月、6月に行われ、その後に玉川村議員の皆様と村幹部で説明された内容等ございますが、それ以降のことは全然来ておりません。工事の事業計画の説明についてはございませんが、これから入っていく各調査、農業の関係の農地の一筆調査をこれから入っていく、あとは埋蔵文化財の調査も入っていくと、そういう情報だけは来ています。それ以外の大本の計画については、1回目の説明とは何ら変わっておりません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 先週、須賀川の遊水地対策母体のところの事務所に行ってきました。そして、この正式な図面というか、それはいつできるんですかということ伺ってきたときに、まだ分かりませんということを行いましたね。だから、結局答えてもらえないんですよ。

でも、中地区の住宅移転のところはほぼ決定なので、10月に調査依頼を出しますということ遊水地の方が言われました。だから、今度、説明会を各地区でやりますけれども、その中で言うかどうか分からないですけれども、そういった細かい情報のやり取りをやっぱり対策室がやってほしいと思っているんです。そういった情報を少しでも流してほしいというこ

とも、併せてお願いします。

あと、2番目の中地区は、道上、後作田のほとんどは第一種農地になっております。そして、農地に関しては、農林水産省が管轄で、この事業は国土交通省の事業なんですけれども、大変言葉は悪いですけれども縦割り行政で、これが協力してもらえるのかどうかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のお尋ねの件であります、国土交通省なり農林水産省の中では連携しているというお話はまだ伺っておりませんが、県につきましては、県の土木部、農林水産部は、当然部長以下、係員がその下のほうで連携して対応するという、そういうお話を聞いておりますので、今後、大変なのは農水関係の農地転用の関係、あるいは国土交通省が事業の進捗を進めたいというような意向と、そこでミスマッチができる困るので、そういう部分ではしっかり村のほうからも、国なり国の出先事務所を通してしっかりと要求、要望してまいりたい、そのように考えます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 一番心配されるのは、本当に管轄が違うという話がよく聞かれますので、そこをお願いしたいと思います。

次に、移転対象者に対して、これからプロジェクトチームが立ち上がったりとその中で検討されることだとは思いますが、村としての支援を考えてほしいと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの小針議員のお尋ねの件であります、現時点でそういう状況にまだ立ち入っているわけございませんので、はっきり村として支援をできるとかできないというような発言は差し控えたいと思っておりますけれども、十分状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 村民懇談会の中で、村長が母畑ダムのことを引き合いに話で出されましたけれども、二十何軒だかちょっと忘れちゃったけれども、玉川村に残ったのは1軒という話をされました。私は聞いていて、大変なんか恥ずかしく感じたんですね。村は、じゃ何をやったのということを思いました。

こういった移った方に話を聞いて、土地に対して村は何かやってくれたんですかという話を聞きました。そして、八郎瀧に田んぼはあるよとか、そういう話があったというんですけ

れども、結果的には1軒でした。

そういったことがないように、今も言いましたけれども、移転される方に今、村でも定住促進補助金というのを出しておりますよね。こういったものの適用もお願いできないか伺います。同じ答えだとは思いますがけれども。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今、玉川村は平成27年から定住に関する支援事業等を展開しておりますけれども、そういう部分では、その事業に現時点においては合っているのかなというふうに思います。

また、先ほど母畑ダムの件が出ましたけれども、母畑ダムは、玉川村、石川町、平田村の源流3町村の中で、湖底に沈む地権者がいて、その地権者対策をやったわけでございますけれども、この前もお話しさせていただきましたけれども、玉川村に残った方は一戸で、そのほかは隣の石川町に農地と宅地を求めながら農業経営をなりわいとしてやっている方がそちらのほうに行って、そのほか事業等をやる方は鏡石町のほうに行ったというふうに聞いておりますけれども、そのような状況が起こらないよう、しっかりと対応していきたいというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ③の中で、村道中-16号線の件ですけれども、これなかなか進まないのは、率直に言って職員が足りないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま3番、小針議員のお尋ねの件でございますけれども、先ほど言いましたように、いろいろ分筆の作業等に期間を費やしております、今月から用地交渉に入っております、現時点において数戸の用地交渉が終了しております、もうじき工事の発注ができるような段階になっております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ③の件ですけれども、答弁の中に民間業者と協力を得ながらというふうなことでございますけれども、民間業者が入ると当然、その土地の値段が高くなります。16号線の道路購入買収金額、提示されていますけれども、その金額でその道路の周辺を村が購入をして、その金額で移転希望者に売却するということが可能でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま小針議員のお尋ねの件でございますけれども、それらについては、また遊水地に係る補償内容等、発表あるいは提示されておられませんので、その後に考えていきたいというふうに思います。

また、お尋ねの中－16号線の件でございますけれども、民間の方が造成をして、現時点では宅地になっておりませんが、宅地化がなって、その宅地が皆さんに供給できるような、そういう体制の中で支援できる部分については村も支援してまいりたい、そのように考えています。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） この件は、この後、配付したスケジュール表のところでもう一度やりたいと思っておりますけれども、4番目の意向調査の結果については、9月10日に郵送をされてきました。あと、その部落の区ごと、組ごとの懇談会の日程表も入っております。

こういった資料を議員にも配付できないかということと、意向調査対象者は334名なんですけれども、これ多分、去年のお盆の頃にやった土地対象者は250名くらいだったと思うんですね。この情報というか、これはどこから来ている情報というか戸数というか、対象者ですね、これ分かれば。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいま小針議員の再質問でございますが、今回、地権者の方々へ郵送しました意向調査の結果と今後の懇談会の予定表等については、希望がございましたら対策室のほうで配付することは可能でございます。

もう一点の対象者の数でございます。意向調査を送った段階で、国のほうから予定されている遊水地周辺も含めての対象者に今回アンケートを実施したところでございますが、全ての方が遊水地内ではなくて、遊水地周辺の方々へも併せて意向調査のほうを実施してございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 5番目の認定農業者の件ですけれども、8月3日に予定地で就農している認定農業者との意見交換会に配付された資料があります。皆さんに配付をお願いしたのは、その一部の大きなスケジュール、代表的なケース、想定されるスケジュールですね。このほかに、認定農業者の方に事前にどんな質疑がありますかということをやって、それに答弁をされたもの、あとは公共事業用地補償あらましというものの3点がありますけれども、

そのスケジュールを配付しました。

この遊水地の中で心配されていることは、一番大きいのが補償金額です。あと、その次にこのスケジュール、いつまでに移るんだということが分からないと、どういうふうに進んでいいか分からないという人がほとんどです。

対策室はこのスケジュール表を見てどういうふうを感じるか、感想を伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 3番、小針議員の再質問につきまして、国のほうからスケジュール等を発表されたわけですけれども、玉川村においても100ヘクタールということで、大変な規模の用地がかかるということでの、それを見ながらのスケジュールでございますので、村としても各地権者に支援をするという、反対からすればこのようなスケジュールに沿って対応していかなければならないのかと思っております。

先ほど話しましたが、調査が今回の水稻の刈り入れ終了後、11月頃から入りたいというお知らせがございます。先ほど言いましたように、100ヘクタールでございますので、国のほうではそれを6工区に分けて、一筆ごとに調査をしていくというようなスケジュールでございます。

それが出来上がるのも3月まで、問題となります補償の確定が来年の4月、5月、6月あたりに公表できればなというような作業スケジュールで、ここに記載されております一番上の表のスケジュールでいくという国の方針でございます。特段、対策室については、スケジュールで示されたとおりに進んでいくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） このスケジュールですけれども、国交省の方に何うと想定的なものということですね。でも、令和10年に完了はしたいということを言っていました。そうすると、最終的に宅地が更地になって出すのが、これ令和6年度なんですね。6年度に全部解体をして引渡しなんですね。そうすると、令和6年度に住宅を解体して引き渡すためには、5年度までに住宅を建てないと当然、物をそっちに運んでやらないと解体できないですよ。そうすると、5年度までに住宅を建てるためには、4年度までに候補地を選んで造成してという、これ逆算してみるとこれ、物すごく移転する人にとっては短い期間だと思うんですよ。申し訳ありませんけれども、農地は売るか売らないか、これは宅地もそうですし、ハウスもそうですよね。ハウスも当然、移るためには探して、そして作物を次のを準備してというこ

とになります。

だから、私の言いたいことは、これ本当に移転対象者が決まって、これからいろいろな情報が入ってきて、いざ移転だどこだってなったときに、本当に大変なことになるということ対策室は肝に銘じてほしいと思うことで、このスケジュール表を出しました。

次に、この遊水地問題は、これから範囲が決定され、ハウス等の農業施設、住宅移転、補償価格が提示されてくれば、本当に難しい問題がいっぱいあるんですね。土地を貸している人、作っている人の耕作権だとか、そのときに多分、いろいろな問題が出てくるんだろうというふうに考えております。

そして、そのあらましというのがあるって、この中に話合いで解決しなかった場合はどうなるんですかというQ&Aがありまして、土地収用法の手続によって収用委員会の公正な判断を得て用地を取得することがありますという文面が書いてあるんですね。悪く言えば脅しに近い、話は聞きますけれども最終手段は、ということがあるんですよ。

こういったことがあるので、とにかく移転される方、村民の方、農地の方、持っている方もひっくるめて、やっぱり一番相談するところは村ということになってくるので、村は全力を挙げてこの問題に取り組んでほしいというふうに思います。

遊水地関係については以上でございますが、2番目の新型コロナウイルス感染症については、玉川村の場合は関係された皆様のご努力により円滑に進められたことは感謝申し上げたいと思いますが、1点だけ教育長に伺いたいんですけれども、玉川村では10代の感染者が出てしまいました。これ、回復後の多分精神的な面が物すごく心配されます。その対応は大丈夫かどうか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま3番の小針議員のご質問にお答えいたします。

残念ながら10代の感染者が出てきましたが、現在のところ、学校等におきましては、除菌作業、消毒作業等を行い、それから対象者近辺の接触者等を明確にしながら、保健所と協議の上、進めているところでございます。

なお、回復後の子供に対する精神的なダメージですが、各学校に養護教諭、それから玉川中学校にスクールカウンセラー等を配置しておりますので、それを基にしながらケアに当たっていきたいということが1点でございます。

2点目でございますが、この新型コロナ感染が叫ばれてから、昨年度からもう1年半たっておりますが、その間、誹謗中傷しないように教育活動全体の中で訴えております。それを

信じながら、さらに子供たちを守っていくんだという、教職員一致の下で回復後も進めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） コロナ感染症は、これからも先の見えない状況で、本当に事業及び行事についてはしようがないのかなと思います。学校の対策についても本当に大変だと思いますけれども、万全の対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、10分間休憩いたします。

（午前11時09分）

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時19分）

---

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可がいただきましたので、さきに通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

まず、第1点でございますが、遊水地について。

令和3年5月28日に住民説明会で遊水地について説明があり、当玉川地区内の全面買取り方式と説明がありました。

そこで、3点についてお伺いします。

①遊水地期計画の地区内の土地建物からの年間税収は幾らか伺います。

②遊水地期計画地区の年間の農業収益は幾らか伺います。

③3月の定例会で質問しました竜崎原作田地区内の農地転用は、その後どうなっているか伺います。

続きまして、2点目でございますが、女性から見たまちづくり研究会について。

村民の女性から公募し、女性から見たまちづくり研究会を年間6回開催されていると思いますが、その中で次のことについて伺います。

①ある委員の方に質問されました。いろんな子育て支援の事業がありますが、村の財政も大変かと思いますが、赤ちゃんがいる家庭では、おむつの処分にごみ袋をたくさん使いますので、可燃物指定のごみ袋について、購入者への一部の補助金の考えがあるか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

遊水地についてであります。まず1点目の遊水地計画地内の土地建物からの年間の税収につきましても、計画範囲も確定されていない現段階で、計画区域内に存する土地や建物の固定資産税の免税額を試算することは大変難しいことから、一定の条件に基づく想定範囲で答弁をさせていただきます。

現在示されている計画から、遊水地の計画範囲を97ヘクタール、うち田が6割、畑が3割、宅地が1割と想定し、村の一般的な固定資産評価額を乗じて推計し、土地の分についてはおむね624万円程度の固定資産税が見込まれます。

なお、今回の推計については、家屋、償却資産等の固定資産税については個々に評価額も違い、対象となる方の特定もできませんので含めておりません。

今回の遊水地の計画範囲は大変広範囲にわたるため、固定資産税に限らず、村県民税等への影響をはじめ村づくりそのものへの影響も懸念されますので、住民の皆さんの意向をお聞きするとともに、国・県などとの協議、調整等をしっかり行いながら進めてまいります。

次に、2点目の遊水地計画地内の年間の農業収入につきましても、現時点では具体的な対象農家と農地が確定しておりませんので、1点目同様に、一定の条件の下で想定範囲でお答えをさせていただきます。

現在示されている計画エリアから対象農地を85ヘクタール、うち水田を53ヘクタール、畑を32ヘクタールと想定し、畑については作物、面積、経営形態等、個々の状況により大きく金額が変わってくることから、算出が難しいため、対象農地を全て水田と仮定して推計した場合、米の平均単収とは令和2年産米のJAの買取り価格を基に算出すると、水田による収入額は約9,300万円程度と見込まれます。

次に、3点目の竜崎字原作田地内農地転用につきましては、3月議会定例会でお答えしたとおり、この地区は10ヘクタール以上の面的な広がりのある優良農地であり、農業振興地域の農用地区域となっております。

村では、以前よりこの地域に宅地を誘導したいとの思いもあり、集団移転先としても適していると考えております。そのため、今後、当該地への具体的な移転希望者が決定次第、より迅速に進められる方法等について、あらゆる選択肢を排除することなく、スピード感を持って県など関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、女性から見たまちづくり研究会についてであります。赤ちゃんのいる家庭への可燃物指定ごみ袋購入者への一部補助につきましては、全国的には近年、超高齢化社会を迎え、赤ちゃんが使うおむつの量を高齢者が使うおむつの量が逆転したとの報告もあり、環境省においても年々、使用済み紙おむつの排出量は増え続け、一般廃棄物全体の占める割合も増えている状況にあるため、焼却施設や環境への負荷を考慮し、使用済みの紙おむつの分別収集や再生利用を推奨する取組もスタートさせております。

村内においても、紙おむつを使用する赤ちゃんのいる家庭や、高齢者、障害のある方を介護している家庭などで使用する可燃物指定ごみ袋の使用枚数は増加し、費用負担は大きくなっているものと推測されますが、まずは国の新たな取組等への動きを注視し、情報収集も行いながら、ごみを排出することへのコスト意識の醸成やごみの減量化、再資源化を図ることを優先に進めるとともに、近隣市町村の動向や女性から見たまちづくり研究会などの意見なども踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） それでは、再質問させていただきます。

なぜこの税収について話したかということ、令和2年度は村税で7億2,840万8,019円が、歳入全体の10%が税収になっております。その中で今回の遊水地ということで、先ほどの村長の話だと624万ということだと、大体、税収が11%減というふうになるんですね。ただ、

農地の場合は、国で買えば雑種地になるか、それがまだ分からないんですけども、また多少は税収は入ると思います。

ところが、この②の農地関係の収入になりますと、全体の農家の収入であります。収入の所得税が大変入ってくるわけです。そこでもまた減収になります。

そこで伺います。

この9,300万の想定ですが、年収がありますけれども、この年収が減収になります。再来年ですか、令和5年から税収がというか収入がなくなります。これに対して村の考えはどのような考えで、今後この減額をされた収入を補填というか、考えているか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま4番、石井議員のお尋ねの件でございますけれども、先ほど9,300万円というような数値を答弁させていただきましたけれども、これにつきましては水田等に仮定した場合という部分でございます、先ほども3番議員にもお答えしましたけれども、今後、用地の調査設計測量、あるいは工区等の関係もございますので、現時点において先ほど9,300万円という数字を申し上げましたけれども、その減収補填等の対策等については現時点で考えを持ち合わせてはおりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） これはなぜかという、令和元年に災害に遭いまして、激甚災害ということで指定されまして、農業関係、ハウス関係、機械関係で補助金をもらいまして農機具を買いました。それで、今回、国交省の話だと、農政局の補填ということで国交省は関知しないと。そういうところで、農政局におきますと7年間は売買はできません、あとはハウスの場合は10年はできませんという話が出たので、やっぱり今度、農業収入が減になり、この機械も今度もって何年だと、7年間、補填して何年ですね。そうすると大変な費用もかかります。

やはりこういうところを考えて、今後のこの対策室ができたからには、国、農政局を通じてどのような話でもできるようにしてほしいんですが、対策室としてはどのような考えをしているか伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま石井議員がおっしゃられましたとおり、令和元年の台風19号による被災に伴う農機具、農業施設等の補助金のものだと思いますが、これらにつきましてはご指摘のとおり、当然、多額の補助金が入っておる関係

上、これからも継続した使用というものが条件となっております。

ただ、今回、この遊水地という特別な事情もございますので、今後につきましては、対策室を通した上で国土交通省のほうとも連絡調整を密にしながら、どのようにしていくのが一番いいのかというものを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今の回答にありましたとおり、なかなか無理だと思うんですけども、やはり農家の人たちは結局、令和5年から、農機具だの、今度は資材置場とか考えられないということで大変苦勞すると思うので、これは本当にさっき3番議員が言いましたように縦割り行政という立場等もあるんですけども、やはり遊水地は国の事業なものですから、それに対して我々村民が損しないように、ぜひ協力をお願いしましてやってほしいと思えます。それから、もう一点を伺います。

この税収に対して、大変な税収が減になります。これからの考えと村長は言いましたけれども、やはり玉川村もいろんな事業をやっております。y o d g eとか乙字ヶ滝もありますけれども、今後ともお金がかかり、大変なんですけれども、この遊水地も大変なお金を要する事業なので、村当局としてもいかにして村民の心をつかんでいくかを村長の考えと、あと村民にどのような説明を今後するか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま石井議員の2つ目の件でございますけれども、村民の心をどういうふうにつかむかというのは、また今後、いろんな状況の推移等もあると思うんですよ。まだ方向的にこういうような方向でやるというふうに、国の方向づけ、村の方向づけが必ずしも一致しているというような状況ではないんですね。先ほども言いましたけれども測量調査設計の状況、あるいは移転の状況、あるいは国の状況なり、あるいは国土交通省の状況なり、あるいは農水省の状況、あるいは県の土木部、県の農林水産部等の状況等を勘案しながら検討していきたい、そのように考えています。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、村長が言いましたとおりでなかなか難しいと思えますけれども、令和10年完成ということになっていきますので、やはりその前に、村当局としてこの7年間でどうするかということは協議をしていただいて、いかにして村民のためによくするかを、

早く言えば今までの5年計画とか3年計画とかありますけれども、これを実施する計画はあるかないか伺います。

〔「ちょっと言っていること分からない」と言う人あり〕

○4番（石井清勝君） だから、令和10年までに着工なりますので、早く言えばこれからは3年、7年ですか、総額。だから、3年計画ということで、村として今までの創生とかいろんな計画がありましたね。そういうものの基準をというか基本構想というか、つくる予定はあるかないかが伺いたいです。遊水地に対してこうなったんだけど、村としてはこうやりたいんですという、実行する計画があるかないかです。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 令和10年というプロジェクトの目標年次だと思いますけれども、玉川村は玉川村で第6次玉川村振興計画後期基本計画がスタートしました。また、村づくりの方向性として、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略も進行中でありまして、ただいま石井議員のお話のとおり、この阿武隈川のプロジェクト事業についても、今後の村づくりを考える上で決しておろそかにできないという大事な部分でありますので、今後、計画の変更等も含めながら振興計画、あるいはその振興計画の今、後期基本計画、あるいはまち・ひと・しごとの中でもしっかりとそれらを入れながら進めていきたい。

それにも増して、先ほどお話をしましたけれども、現時点において、まだまだ国、村の方向づけが一つの方向に向かっているわけではないんですね。今後十分、情報収集をしながら村としても対応していきたい、そのように考えますので、今後想定される部分では計画の変更等も十分あり得るといような、そういう部分で検討していきたいというふうに思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、答弁いただきましたとおり、その中に入れていただきまして、計画を実行していただきたいと思います。

続きまして、③の竜崎地区の原作田地区の遊水地につきましては、3月も質問しましたけれども、国交省に話しましたらば、まだ竜崎地区の図面が正式にできていないという話が出たので、それができないと農政局と話をできない、そうしないと結局、農地の転用でも何にもできないということで、国交省のほうから話はいただきました。ただ、9月下旬までには大体、国交省の本部のほうからは、竜崎地区の図面は正式になると思いますので、ぜひこれは村長にお願いしたいのは、図面ができましたらば県の農政局とも相談し、県とも相談しまして、なるべく早く皆様が移転地を決定できれば幸いです。

なぜかという、この竜崎原作田地区は、令和元年の台風による災害に遭った竜崎の人たちが移転したいということで、当時の災害の当日、参議院の若松先生と衆議院の上杉先生が来て、激甚災害になった場合は、移転地は団体で移転したほうが補助金とかいろんなあるので、それを出したほうがいいじゃないかということで竜崎原作田地区を選定して、村長にお願いして県のほうにお願いしたわけなんですけれども、なかなかうまくいかないんですけれども、今回は今度は遊水地になりましたので、この図面ができましたらば、村当局としてもぜひ早めに対応していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの原作田地内への住宅移転に伴う問題でございますが、今ほどいろいろおっしゃっていただきましたが、担当課としましての現状ということでお答えさせていただきますと、ご存じのとおりというか前から答弁させていただいているとおり、あそこは10ヘクタール以上の広がりがあります優良農地、いわゆる農業振興地域内の農用地ということで指定をされておるところでございます。そこに宅地を建設するとなりますと、農振除外というようなことと、その先にある農地転用ということで進めなくてはいけないというのは前から述べさせていただいているとおりでございます。

現在、対象農家は何名になるか、分からない状況ではありますが、担当課としてできることとしまして、いかなる方法で進めれば早いスピード感を持った対応ができるのかということで、いろんなケースを基に対応させていただいておるところでございます。その中には、もしかすると個々での対応、個人での申請というものが一番早いとなる可能性もなきにしもあらずですが、現時点ではあらゆる方法を検討しながら進めさせていただいているところでございます。

ですので、9月以降に農家さん等が、移転される方等が確定するというようなことであれば、その方といろいろ打合せをさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 移転地というのはなかなか難しいんですけれども、ぜひ早めにやってほしいと思います。なぜかというのは、先ほど話しました農地の関係も、資材置場とか、そういう関係もあるものですから、なるべく早めに、小針議員が質問された3年後、4年後に宅地を壊したりということは出てくるので、なるべく早めに、農機具だけでも移転したい人

に農地を預ける段取りをできればお願いしたいと思います。

続きまして、女性から見たまちづくり研究会につきまして、先ほども村長から大変な提言をいただきまして、ありがとうございます。

なぜかという、私も前、石川地方生活環境施設組合の議員をやっております、所長に聞いたならば、最近おむつの問題で大変量が増えた。それで機械が結構壊れる率が多くなるので、今後ともおむつ関係とか、そういう大人のおむつ関係をどのようにしたいか考えていきたいという話があったんですけれども、先ほど村長も話しましたけれども、全国的に高齢者が多くなりまして、私言いたいのは、玉川村のほかから来た若い奥さん方が言うのには、例えばこども園、子供のおむつ扱っているのが大体70名ぐらいなんですよね。零歳から3歳までかな、おむつ使う人もいると思うので、大体70名ぐらいがこども園にいます。そこである人に聞いたならば、せいぜい1袋何枚が入っているかがちょっと分からないんですけど、村の指定のやつが1パック600円とかという話なので、大体70名ぐらい、例えば5万ぐらいの予算なので、ちょっとこれは研究というか実証研究という名目でもいいですから、玉川村でもやはりおむつに対して、この環境について、5万か6万でできる研究ですからぜひして、奥様方とか子供らとかに喜ばれる政策をしてほしいと思いますので、この実証計画ということは考えないか伺います。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子君。

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） ただいまの4番、石井議員の再質問についてでございますが、村長の答弁でも申し上げましたが、紙おむつの使用につきましては、子育て世代の場合は数年で、お子さんが成長するに伴いまして紙おむつを卒業します。ただ、障害をお持ちの方や高齢の方は長く使用されるというようなケースも多く、多くの家庭でこういった対応が課題になってきているということは近年、耳にしているところであります。

先ほど答弁の中でもありましたが、今、国のほうでは使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインということで、啓発のパンフレットを設けて、できるだけごみの減量化、再利用化を進めることで地球環境を守ろうというような取組をされております。

ですので、補助もすごく大事なんです、その前にまずごみの減量化であったりごみ処理の負担軽減策を情報を収集して、広く村民の方々に発信していくというような取組がまず必要かなということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 先ほど村長が言った答弁と同じなんですけれども、結局、全国的に大

変この紙おむつの処分に対して懸念されております。玉川にも老人、結構いらっしゃいます。うちのおやじも今月で99なんですけれども、やはりおむつ関係は子供にしても大人にしても大変な負担になると思うんですよね。そして、今、1週間か2週間で収集してもらえるからいいんですけれども、大人の場合は量が多いので大変だと思うんですけれども、やはり子供も子供に預けて自宅に来てという、何回もおむつを交換するので、実証計画というか、そういうので少しずつ子供、赤ちゃんから大人へとやってほしいなと思ってこれを質問したわけなんですけれども、やはりこのおむつ関係は全国的にも大変だと思います。石川地方生活環境施設組合も大変な燃費というか、ボイラーが壊れやすいという話は前から言っているんですけれども、やはりおむつで、火力とか発生するやつをつくって国でやってもらえれば一番助かるんですけれども、やはり村も少しでもこのおむつ関係に対して若い女性の意見を聞いていただいて、少しでも還元できるような方向で今後ともやってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午前 11時49分）

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

〔2番 林 芳子君登壇〕

○2番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、さきに通告しておきま

した点についてお伺いいたします。

1つ目、新型コロナウイルスのワクチン接種等について。

新型コロナウイルスの感染拡大により、玉川村でもワクチン接種が始まり、現在は12歳から64歳までの接種まで進んでいるが、県内は陽性者が増え続け、まん延防止等重点措置の期限も延長される中、玉川村においては8月には続けて5人、9月になってからやはりかなり出ております。5人も出ております。年齢は30代、40代と、9月に入りまして10代の子育て世代なり子供たちが陽性者となっております。一向に収束が見えず、増え続ける一方の感染者、今後も予想がつかない状況が続く中で、村の取組について質問いたします。

1つ目、村における8月末までのワクチン接種完了状況について、65歳以上、50歳から64歳までの集団接種、12歳から49歳までの個別接種。

2番目は、7月15日から12歳から49歳以下のワクチン接種のインターネット予約が始まりましたが、村内医院における個別接種予約はどのような状況であるのか。

3番目に、夏休み中の放課後児童クラブについて、先生方、職員のワクチン接種率。

4番目に、まん延防止等重点措置が9月30日まで延長され、2学期からの授業、行事予定等への対応。

大きい2番として、玉川村における地域おこし協力隊の在り方。

6月の議会で、地域おこし協力隊の概要、活動についての質問がありましたが、今までの隊員の状況について伺います。

1番目に、他町村に比べ地域おこし協力隊員の募集が多いと見受けられるが、その理由は何でしょうか。

2番目に、現在までの協力隊員による起業、定着はどれくらいあったのか。また、隊員の活動報告が、一部の隊員はフェイスブック等で見られるが、卒業隊員の任期中の活動報告が今後、ホームページ等への掲載はあるのか。

3番目に、村の地域おこし協力隊設置要綱による隊員の活動報酬額は、現在、月額幾らになっているのか。

3番目として、災害情報発信時の対応について。

近年、全国各地で大雨による災害が頻発しており、特に今年は、玉川村も今までになかった恐怖すら実感するような雨を経験しています。そのような毎日の中での村当局の対応について伺います。

1つ目に、7月から8月にかけての大雨時に、毎回のように携帯電話に、玉川村には土砂

災害情報レベル3ないし4が表示されていましたが、村からの注意喚起放送等がなかったが、どのような対応をしていたのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種等についてであります。まず1点目の8月末までのワクチン接種状況につきましては、先ほど3番、小針議員のご質問にも答弁いたしました。65歳以上の接種完了率が93%、50歳から64歳が87%となっております。また、7月26日から接種を開始している個別接種の人数につきましては、延べ1,623人となっております。

次に、2点目の村内各医療機関の予約状況につきましては、接種可能な人数に対して、味原医院が69.8%、あつうみ内科医院が54.7%の予約率となっております。ウェブ予約の対象となっている12歳から49歳までの村民のうち、64.5%の方が予約をしている状況にあります。なお、個別接種の予約については、現在、比較的余裕のある状況ですので、今後も保健センターにおいて継続して受け付けてまいります。

次に、3点目の夏休み中の放課後児童クラブにつきましては、本村においては2つの放課後児童クラブを運営しており、泉放課後児童クラブについては支援員が5名、補助員1名、指導員1名の計7名体制、須釜放課後児童クラブについては支援員3名、補助員1名、指導員1名の計5名体制でそれぞれ児童の保育等に当たっており、全て村の会計年度任用職員として雇用しております。

新型コロナウイルス感染防止のための職員のワクチン接種については、9月10日現在、12名中11名が2回目の接種を完了済みで、接種率は91.6%となっており、未接種の1名も今後、早期に接種予定となっております。今後も感染対策を徹底し、安全・安心な児童の育成に努めてまいります。

次に、4点目の2学期からの授業、行事予定への対応につきましては、本村の小中学校においては、8月25日から第2学期が始まっております。全国的な新型コロナウイルス感染症の感染状況は大変深刻で、特に今まで比較的感染が少なかった児童生徒の年齢層においても感染が広がりを見せております。

このような状況の中での授業再開ということで、各学校では感染対策をより一層強化して教育活動に取り組んでおり、感染リスクの高い活動を避け、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動は原則延期として、これから行われる秋の様々な行事についても日程や内容の変更、また参加体制の制限などの感染防止のための措置を行うこともあり得ると考えております。

さらに、今後の感染状況によっては授業や部活動の制限、学校施設の開放中止や、学校での感染が確認された場合は臨時休校や学級閉鎖なども想定されており、予断を許されない状況にあると認識をしております。

各学校においては、今後とも感染対策を徹底し、安易に中止や縮小することなく、創意工夫を凝らしながら可能な限り授業や行事等を実施することとしており、学校と教育委員会との密接な連携の下、子供の学びを止めないという強い姿勢で取り組んでまいります。

次に、玉川村における地域おこし協力隊の在り方についてであります。1点目の他町村に比べ地域おこし協力隊の募集が多い理由につきましては、本村の地域おこし協力隊の採用状況は、本年度に入り2名の新規隊員を採用し、現在8名の隊員が村内で活動しております。

過去3年間の採用状況としては、令和2年度が3名、令和元年度が1名、平成30年度が2名となっており、卒隊者も含めると、これまで13名の隊員に活動いただいている状況にあります。

これは議員がご指摘のとおり、他町村と比較すると、村づくりに必要とされる多様の分野において隊員を募集していることにもよりますが、平成21年に創設された本制度を積極的に活用し、村内の観光、農業、教育、健康づくりなど、あらゆる分野で活動、支援いただくことで、村民の新たな挑戦へのきっかけづくりや本村の隠れた魅力発掘など、その成果を大いに期待しているところであります。

また、地域外の人材を積極的に採用し、活動終了後には本村に定住していただくことで、地域の担い手となり、地域力の維持、強化にも資する取組でもあり、大変有効な施策と考えております。

次に、2点目の現在までの地域おこし協力隊による起業、定着につきましては、まず隊員の起業については、これまで3年間の活動期間を終了した隊員が4名おり、うち村内に定住している方は3名となっております。その3名のうち起業された方は1名であり、就職された方が2名となっております。

また、卒業した隊員等の任期中の活動報告を村ホームページなどへの掲載につきましては、以前には村民も参加しての卒隊報告会を開催していましたが、現在、新型コロナウイルス

感染拡大の影響により、村民を参集しての報告会は開催しておらず、村の地域おこし協力隊員や役場関係者、さらには関係団体の代表の方など、できるだけ少人数での報告会を開催している状況にあります。今後は新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しながら卒隊報告会を開催するとともに、村ホームページへも掲載し、村民の皆様に周知していきたいと考えております。

次に、3点目の村の地域おこし協力隊設置要綱による隊員の活動報酬額は、月額につきましては、隊員は村の会計年度任用職員として任用されており、報酬は日額または時間額で報酬が定められております。教育支援隊員除く隊員の1年目の報酬日額は7,427円となっており、2年目で7,780円、3年目で8,167円となっております。また、隊員の住宅借り上げ料や車両リース代、さらには活動費として年額30万円を補助しております。

なお、これら隊員の報酬等活動に関する経費に関しては特別交付税措置の対象となり、令和3年度では、隊員1人当たり上限470万円の財政措置が受けられます。

次に、災害情報発信時の対応についてであります。大雨警報等の気象警報が発令された場合には、玉川村地域防災計画に基づき災害等に関する情報収集、住民などからの各種通報や関係機関との連絡等に備えるため、所要の人員で警戒配備体制を取ることとしており、7月、8月の大雨時にも同様の体制により適切に対応したところであります。

この際に、避難が必要であると判断した場合には避難所を設置し、その周知や注意喚起放送を行うなどの対応をしておりますが、避難を呼びかけるまでには至らない状況であると判断した場合には注意喚起放送等は行っておりません。

なお、今後とも台風や大雨などによる自然災害が発生し、または発生が見込まれる場合には、しっかりと情報収集を行い、迅速な判断の下、適時的確に対応してまいります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目から2番目についてなんです、12歳からという6年生になるかと思うんですが、その6年生以上にしたという接種の区切りの理由、なお今後、小学生全員、あるいは認定こども園等の未就学者、乳児への接種予定があるのでしょうか。あるとすれば、いつ頃になるのか、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、ただいまの林議員の再質問にお答えをいたしま

す。

まず、1点目の6年生以上にした理由なのですが、ファイザー社製のワクチンを本村は割り当てられておまして、こちらのワクチンの対象年齢というのが12歳以上ということで、今のところそのように決まっているというところでございます。

2つ目のそれ以下の子供たちへの接種についてなんですけど、今のところワクチンの対象年齢というのが、それ以下に接種していいかどうかというところ、はっきりと国のほうから示されておきませんので、現状では未定でございます。

こちらについては、今後どのようになるかというのは、国や県の動きと新しい情報が入れば、村のほうにもそのような情報が入ってくるかと思っておりますので、今後も注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今の回答ですと国とか県からの指示であるということですが、村のほうから県のほうへのこういうふうなことはできないのでしょうかというような問合せとかはしてはいないんですか。小学生なり12歳以下の子供たちについての接種について、例えば村民からの要望があるんだが、それについてはどう考えていますかとか、そういうふうな問合せとかはしてはいないんですか。あくまでもトップダウンという形になるんですか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 村のほうから県や国に要望という考えは、今のところは持っておりません。この対象年齢については、もう全国的にこの年齢でやってくださいというふうに決められているものですので、対象年齢を村のほうで要望したから、国のほうで、じゃ玉川さん、12歳以下にやっていいですよというふうには現状、決してならないので、こちらはやっぱりトップダウンというか、国の方針がきちりと決まってから進めるという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 個別的なことになるかと思うんですが、今回の9月に入ってから玉川村における感染者の中には、12歳以下の子供もいらっしゃるということである。あと、全国的に12歳以下の子供、10歳未満の子供等については後遺症がかなりひどいということで、これが長引くのではないかなという事例も出てきていますので、国のほうでも考えているか

と思うんですが、玉川村では予定が国とか県からなければ一切できないということで、考えは変わらないということよろしいですか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 現状そのように決まっておりますので、村のほうではどうしようもない部分なので、県のほうから対象年齢についてははっきり示されてからの動きになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、その件についてはどうしようもないということで、国とか県からの指導があり次第、村のほうでは率先してやっていただきたいと思えます。

次に、65歳以上の接種対象者が4月26日に通知が来て、実際の接種まで日延べしたのですが、その理由、結構5月の下旬ぐらいから、第4週ぐらいから始まって、第1回目の接種という形だったんですが、その辺のことについては、当初の予定よりは遅れたと記憶しているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 当初の予定は、村の予定ではないんですけども、国のほうでは高齢者は3月ぐらいから接種を始めますよということでお話のほうはあったのですが、実際にワクチンの各町村への配給がなかなかなかったというところもありまして、開始の時期はワクチンの支給に合わせての開始とせざるを得なかったというところがございます。そんなに接種の時期が遅れたかという、それほど遅れてはいないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） コロナについてはもう一点なんですが、8月15日付の福島民報新聞のアンケート、8月17日付の同じく福島民報新聞のアンケートがありまして、玉川村の対象者が5,970人、2回目の接種者が50.8%、石川郡だと石川町が50.7%、平田村が85.6%、浅川町が34.4%、古殿町が37.5%ありまして、この郡内5町村でこれだけのばらつきがあるというのは、ほかの町村のことは知らないかと思えますが、なぜこのようなばらつきが出てきたんでしょうか。

それと、8月17日の県内59市町村長への、政府が重傷者などに入院治療を制限する方針に

転じた賛否についてのアンケートがありまして、新型コロナの重傷者と中等症者を原則入院とし、入院患者以外は自宅療養を基本とする政府方針への賛否ということで、玉川村は賛成、これは県内59市町村のうちの3市村しかなくて、福島、郡山、玉川村だけでした。

2番目に、地域の診療所が往診やオンライン診療でコロナ患者の状況を把握し、適切な医療を提供する受入れ体制の構築は可能かとなったところで構築は難しいという44市町村のうちに入っていました。

それと、3番目に、コロナ感染拡大を防ぐために外出を厳しく制限する措置の可否をどう考えるかによって、その他のほうに28市町村があったんですが、玉川村はその他のほうに丸をつけておりました。

賛成、構築が難しい、制限をする措置についてはその他ということのこの理由を、どのような理由でこうなったのかを聞かせていただきたい。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） まず、ただいまの再質問なんですが、まず1点目の石川郡内各町村で接種率に非常にばらつきがあるということで、こちらの理由はどのような理由かということなんですけれども、各町村ごとに実施方法であったり医療機関の数もちろん違うんですけれども、実施の体制であったり、そういったものが若干異なります。

例えば、接種率の高い平田村に関しては、ひらた中央病院さんという大きな病院がありますので、そちらの協力を得て、集中的に集団接種で一気にやってしまったというところで、非常に接種率が高いんだろうというふうに思います。

それ以外の町村については、集団接種とあとは個別接種を組み合わせながら少しずつ進めていくというような状況で、それぞれの自治体の事情というものがありますので、そのあたりで多少のばらつきが出ているものと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま民報のアンケートの結果についての理由という部分でございますけれども、いろいろ3択、4択がありまして、それぞれその当時、状況についての回答なのでそれぞれ見解があると思いますけれども、このような回答だということで理解していただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 8月の中旬の1か月以上も前のことなので、それに対するアンケート

の結果であるということは、アンケートがもっと先であったと思いますので、その辺についてはそのような回答で仕方がないのかなと思いますが、それと5町村におけるばらつきについては、供給量の違いとかというのはないんですか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの質問についてなんですが、供給量の違いというのも多少ございます。玉川は比較的県のほうにワクチンのほうを欲しいということで、しつこく要求を出し続けておりましたので、比較的早い段階に必要なワクチンが届けられていたんですけれども、郡内の他の町村の状況を聞くと、なかなかワクチン配給にならないというような話も聞いておりますので、そのようなことも影響しているかと思われます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、子供たちに対してなんですが、放課後児童クラブにつきまして、先ほど須釜、泉のほうの放課後児童クラブの支援員、補助員、指導員、計12名のうち11名が完了しており1名はこれからであるということですが、夏休み中にこの11名は終わっておるのか、それとも夏休みまでに終わっておるのか、その辺の理由と、1名については村内居住者なのか他町村の居住者であるのか、もし他町村居住者であれば、接種の通知書持参によって村内での接種はできないのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） 2番、林議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ワクチンの接種につきましては、11名の職員につきましては、全て7月中に実施済みでございます。残りの1名につきましては、村内に住所がある方となっております。

こちらのほうにつきましても、あくまでもワクチン接種は任意ということにはなっているんですが、職員にワクチン接種の有無について確認をしましたところ、たまたま時間がなくてできなかったというところで、早急にワクチンを接種したいという回答はいただいております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） ワクチン接種については早晚できるものと思いますので、子供たちも安心してできるのかと思います。ただ、夏休み中も放課後児童クラブに通っている児童はかなりいたかと思うんですが、泉地区7名、須釜地区5名ということは、児童クラブに通って

いる子供たちの数というのは泉地区のほうが多いのかと思うんですが、およそ何名かの人数は把握できますか。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） 夏休みに入る段階でのそれぞれの登録者数でございますが、泉児童放課後クラブにつきましては63名、須釜放課後児童クラブにつきましては40名でございます。

なお、参考までということで夏休みの延べの利用者数でございますが、泉放課後児童クラブにつきましては延べで839名、須釜放課後児童クラブにつきましては586名の利用者がございました。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 夏休み中にそれだけの人数が放課後児童クラブのほうに通っていたとなると、何事も起きなかったのが幸いであったのかなと考えられます。今後は、今12歳以下の子供たちへの感染がかなり広まっておりますし、それより強烈なデルタ株、また違う株も出てきておりますので、いろんな感染状況が考えられます。家庭内感染もかなり多いように思われますし、玉川村は特に近隣、近在のほうで1人、2人なり出ているところが、隣接している町村があるものですから、やはり買物等、いろんなことを考えるといつ感染するかが分からない。

ワクチンをやったから安心ではないんですが、やはりこれから感染がかなり考えられると思いますので、今、多分小学校のほうでも陽性者が出た学校においてはPCR検査が行われているかと思いますが、その順序について、臨時学級閉鎖があつて、その後これからどういうふうになるのか分かりませんが、学校閉鎖等、いろいろなことが考えられると思いますが、教育委員会から学校、家庭への連絡体制は、村内1中学校、2小学校、あと認定こども園からすると同じような連絡体制を取っているのか、各学校違うのか、その辺どのような連絡体制を取っているのかをお聞かせください。もし違うのであれば、それについて教育委員会のほうでは全部把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） それでは、ただいまのご質問についてですが、各学校につきまして、それぞれ例えば臨時休校の際につきましては、各家庭におきまして一斉メールで連絡しております。やはり臨時休校等につきましては緊急性を要する部分がありますので、あら

かじめ保護者のほうに登録をしていただいて、それから即座に連絡ができるように、一斉メールという形でそれぞれ連絡しております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今は全員が、どの家庭においても携帯とかスマホとか持っているので、一斉メール等については問題ないかと思えます。

児童生徒の場合では、学校とか園舎という建物の中での動きが主になると思いますが、出入口等の感染対策以外にどのような対策を行っているのか、それと臨時休校となった場合の給食についてはどのような措置を取っているのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） それでは、ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、それぞれ学校におきましての具体的な感染対策につきましては、体温のチェック、マスクの着用、手指の消毒、定期的な室内の換気、室内外の消毒、さらに定期的に発行しております学校からの連絡によりまして、保護者向けに注意喚起を行っているところでございます。そのほかに、それぞれ学校におきまして健康観察コードというのを作っております、家庭でのそれぞれの体温チェック並びに健康観察等を実施しているところでございます。

続きまして、学校給食の関係でございますが、こちらのほうにつきましてはあらかじめ学校給食センターの中の取決めがございまして、例えば急に臨時で学校等が休みになった場合につきましては、日数にもよりますが、今回の場合は返金等は行わずに別な日にそれ相当の給食の内容を充実させた形で還元するというので、学校給食センターの内規で決まっているところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 次に、地域おこし協力隊についてですが、現在、村では8名の隊員が活動しておると、本年度が2名の隊員を採用したということですが、2名の隊員は2年度と3年度続けて募集しているんですが、3年度募集では6次化商品開発支援隊員、農業支援隊員、元気スポーツクラブ活動支援隊員、移住コーディネーター隊員、観光交流支援隊員のどの部門に2名の隊員を募集されたのか、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 林議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度の地域おこし協力隊の採用でございますが、地域賑わい創出に対して1名、それから観光支援協力隊ということで1名採用しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今年度に2名を募集して現在8名ということですが、先ほど通告書のほうにも出しておいたんですが、玉川村は全国的に見てもかなりの人数が地域おこし協力隊としています。実際、13名ということで、最初の募集が27年度分、次が30年度分、令和2年と令和3年ということで募集しているんですが、平成27年のほうだと特産品のPRとか地域住民の健康づくり、商工振興支援ということ、30年が数学、英語の学習支援という形で、そういうことなんだなということが分かるんですが、令和2年度あたりから観光アクティビティー支援隊員とか、ちょっと理解しにくいようなところの募集があるのですが、今回、y o d g eへ2名の隊員のうち1名が常駐、1名が通勤となっているのは、プレオープンの際に紹介された3人の名前を見ると、去年の6月に地域おこし協力隊の活動というところから見ると、この方たちがいるのだなということが分かったんですが、村の募集である地域おこし協力隊員が管理会社の未来ファクトリーのほうへ貸している形になっているのでしょうか。それは自由に行き来ができる形になっているのか、その辺ってどういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） ただいま林議員がおっしゃいましたように、森の駅y o d g eのほうに1名、常駐ではないんですけども1名と通勤1名ということでお話がありました。

実名は控えさせていただきますが、1名につきましては、観光アクティビティーを学ぶためにy o d g eにおいて備品をお借りしまして、知識と技術を習得しております。習得後は今後の自立を目指しているために、そちらに出向いている形になっております。研修しております。

もう1名ですが、こちらのおこし隊隊員は5月20日に採用になりまして、地域の賑わい創出という形なんですけどy o d g eのほうで研修しております、現在は自分のために活動しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 7月13日のプレオープンのときに、あそこの一番長になる方から一応職員の紹介ということがありまして、そのときに5月に新しい隊員が入ったとなると7月のときにはその隊員さんはいらしたと思うんですが、常駐する方ですという説明を受けました。常駐する方なんだなと思ったんですが、よくよく考えてみると、地域おこし協力隊は村のほうで募集をして村のほうの、後で質問いたしますが、年次雇用のほうで雇っているような形になるんですが、そうすると村のほうから未来ファクトリーのほうへ貸している形が受け取れるんですが、それは契約とか何かってあるんですか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 恐らく認識の違いだとは思いますが、玉川村で地域おこし隊を雇用しておりまして、y o d g eのほうに、未来ファクトリーのほうに貸しているというような認識は私は持っておりません。個人的にはないんですけども、おこし隊員独自の考えで、y o d g eの備品を活用しアクティビティを自ら学んでいるというような認識でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、あくまでも本人の意向によって、そちらのほうへそれをやりたいという形で行っているということですが、次に質問するわけだったんですが、1人当たり年間470万円の総務省の特別交付金による人員であるという形だと思んですが、村の玉川村地域おこし協力隊設置要綱から見ると、ここには非常勤の嘱託員であるということになっています。そうすると、あくまでも村のほうの隊員で、隊員の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤の職員である、嘱託員であるという定めがあるんですが、年額470万、令和4年度になると480万が支給されて国からの特別交付金が出ています。月額16万6,000円の報酬をもらって、年額そのうちの200万円は給与という形で、給与という言葉ではないんですが、報酬額ということで、あとの270万円は活動費として賄うという形になっているんですが、この要綱から見るとあくまでも地方公務員法からの身分であるとなれば地域おこし協力隊要綱の見直しが必要ではないかなと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 2番、林議員の地域おこし協力隊についての質問なんですけれども、地域おこし協力隊というのは、先ほど言いましたように、平成27年から制度として設置されて、総務省が立ち上げた事業の一つなんです。村としては、平成27年に第1号が本村に来村していただいて、3年間きちんと仕事をやっていただきました。

基本的には、採用に当たって、私らも面接するんですけれども、とにかく玉川村を知っていただくために、1年間くらいは自由に村内ありとあらゆるところを見ながら玉川村を知っていただいて、今、4つぐらいの職種があって、それに基づいて来て、将来的に玉川村という地域を発展させましょうという、そういう基本的なスタンスで来ています。彼らのそういう能力というのも、本当に今まで来た隊員13名おりますけれども、高いものがあります。

いわゆる、最近では会計年度任用職員、今年からそういう制度になって、そういう中で会計年度任用職員になったということは、ある程度地域おこし協力隊の人に自主性を持たせて、なおかつ職務に対する安定性というのも持たせようとした、そういう総務省の指導だと思うんですね。

令和4年度は、総務省が8,000人を目標にしております。現在は470万なのですが、来年度は480万になってきてて、いわゆる人件費という部分、報酬という制度なんですけれども、人件費の割合は大体半分ちょっとなんです。それは今も変わらない、その代わり今、研修制度というのがあって、研修制度に何十万かを使ってくださいよということで、彼らもやっぱりそういう意向というか、玉川村に来て、玉川村で頑張ってやってゆくためにある程度の報酬を頂きながら、そして地域振興にやっていきたいと思います。

そして、最終的に、我々がその人たちに村に住んでいただいて、村の中で起業をしていただく、あるいは村のなりわいに貢献をしていただく、あるいはそこでずっとその仕事をやっていただくと、こういうのが大きな目的でございますので、なかなか制度改正というのは我々自由にできるものでもないんですけれども、地方自治体の裁量に任されているんですけれども、そういう部分で大変努力されている、玉川村のためになるような、そういう人ということで募集していますので、よくご理解いただきながら、ひとつ温かい目で見ていただきたいなという感じです。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 地域おこし協力隊については、ほかの県外のほうから来ていただくということで大変ありがたいです。村の金を使っているわけではなくて、総務省からの特別交付金で、税金ですが、それを使っていただいて、できれば今まで来ていただいた13名全員が村のほうに起業なり就職してもらえればありがたいんですが、やはりそこは村として募集しているということで、こういう活動をしているとか、いろいろな報告事項をしていただければ誰もが納得をできるのではないかなということで、あくまでも多分、地域おこし協力隊自体はいることは知っているんですが、どのようなことをされて、どのような賃金なりいろん

な形でお金が出ているのかなということが、恐らく村民は分からないと思うので質問させていただきましたので、今後ともいろいろ活躍、今SNSとか、いろんな方法があるので、ホームページだけでは足りないものとか、フェイスブックだけでも足りないものとかあるので、ただ、今、村民の方はインターネットとかがもうほとんど接続されておりますので、そういうところが利用できるようなところで、もっと活動の内容を広げて報告していただければ、もっと皆さんが分かり得るのではないかと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

続きまして、災害情報発信時の対応についてなんですが、7月から8月にかけての大雨について、今回、災害発生レベルが連日のように3ないし4レベルが携帯のほうにビービー入ってきていました。そのときの村の対応と、災害情報収束後、村内の巡回はしたのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須釜信一君。

○総務課長（須釜信一君） ただいまのご質問でございます。

まず、対応につきましては、村長が述べましたとおり、警戒配備体制ということで警戒をしておりました。特に7月につきましては、7月22日、24日、29日、27日から28日については台風8号、8月は13日から15日までお盆の期間でしたが、13日から15日まで警報が続きまして、総務課としては3班体制を組んで、6時間ないし7時間ということで交代で待機をしていたところでございます。

この間については、特に避難等、呼びかけるまでの状況には至らないなということで注意喚起放送等は行わなかったものでございますが、幸いにして村内においては人的被害、あるいは住家等の被害は1件もございませんでした。ただ、倒木が何件か、あと農地等ののり面等の崩壊が2、3か所という程度でございました。

警報が解除された後にパトロールをしたのかということ、毎回ではございませんでしたが、要所要所でパトロールはしておりまして、そういう箇所を発見し、そして即座に対応したというようなことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） パトロールしていただいているのはありがたいことだと思います。レベル3から4が出たとしても大規模な災害が発生しなかったのは、災害であると運がよかったのかなと思うくらいのかなり大雨だったと思います。大雨による道路への冠水したときの上からの田んぼとか畑とか山から流れてくる土砂を含んだ水とかが流れてきていると、道路

のほうへ石とか砂利とかがかなり流れ込んできているところが何か所か見受けられたんですが、その辺は一番分かりやすいのが、y o d g eのほうに何回か行ったときに、道路のほうに畑のほうから流れてきている石がそのままになって、車ががたんってなってしまうというようなところも見受けられているので、小さいことかもしれないんですが、できればその辺の撤去なり策を何とか練っていただき、何かしていただけるようなことをすぐに配置できればありがたいと思います。

大規模な災害ばかりではなくて、通るのにやっぱり不便であるところ、今、石ころがあんまりないときですが、やはり石ころ一つが跳はねて車に傷を負わせることよりも、やはり安全・安心に通れるのが本当ではないかと思うので、その辺の撤去についてもなお考えていただきたいと思います。

それともう一つですが、今の放送なんですけど、全国各地で起こっている災害でも緊急避難放送から聞こえなかったという地域が伊豆のほうでもありまして、放送が災害が起こってからやったというようなこともありました。しかし、何回も放送してくれたおかげで、あるいは明るいときに放送してくれたおかげで、早めに避難ができたとかという声もかなり聞こえておりました。

何度やっても空振りであってほしいと思います、そういうのは。空振りであってもいいんですが、前もっての住民の対策が住民の安心・安全につながると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須釜信一君。

○総務課長（須釜信一君） ただいまのご質問でございますが、前もって住民への備え等を注意喚起放送等により呼びかけていくべきではないのかということでございますが、近年の気象現象ですね、特に極端化しているということで、災害が発生するリスクも高まってきているというような認識ではおりますので、今後の事前の注意喚起放送等の在り方等については早急に検討したいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） ここで暫時休議とし、休憩といたします。10分間休憩いたします。

（午後 1時55分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時06分）

◇ 小 林 徳 清 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、6番、小林徳清君の発言を許します。

6番、小林徳清君。

〔6番 小林徳清君登壇〕

○6番（小林徳清君） ただいま議長より、さきに通告しておきました1点について許可を得ましたので、質問させていただきます。

遊水地対応についてであります。

集落の存亡に関わる遊水地計画について、3回目となる地域ごとの説明会が文化体育館において開催されました。1回は地元、2回目の文化体育館での説明の中ではなかった、村内約60戸の住居移転が突如として示されて、関係出席者は同様に困惑の状況にあります。安全・安心を盾に、国の権力行使と言わざるを得ない、民意を反映させない独断専行で有無を言わさない一方的計画に移転を余儀なく求められる居住者は、説明に理解できるものではありません。

村に対しても事前に説明はなかったと聞いておりますが、人口減少対策に取り組んでいるさなか、減少に拍車をかけることにもなりかねない計画に対して、対応と以下の点について伺います。

①遊水地計画に関わる住居移転が見直しされず、実行される場合、移転地はどこが適地と考えるか。

②宅地開発の弊害となっている農振の除外と見直しは、迅速に進展するのでしょうか。

③移転先の用地確保は個別対応となるのか。村が主導関与すべきではありませんか。

④意向調査に、住居移転に対する賛否の項目がなかったのはなぜか。

⑤移転対象者の村外流出を防止するため、どのように対処していくのでしょうか。

⑥集落の存続を図るため、周囲堤の範囲縮小を要望すべきではありませんでしょうか。

⑦村として国に対しての要請は、公共物を含めてどのようなものがあるか。

以上7点について求めます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

遊水地対応についてであります。まず1点目の住居移転の適地につきましては、今回の遊水地計画において移転を余儀なくされる方々については、それぞれ個別の事情もあると思われませんが、できる限り希望に沿った場所が適地であると考えておりますので、まずはおのこの状況をお聞ききする相談会等を実施するなど、しっかりと実態を把握することとしております。

次に、2点目の農振の除外と見直しの迅速な進展につきましては、農用区域に含まれる農振の除外手続、いわゆる農振の除外については、農地転用が可能であることが大きな前提条件でありますので、具体的な移転先が決定次第、県と協議を行うこととしており、今回の遊水地計画に係る移転についても県の関係部局と事前に打合せを実施しております。

次に、3点目の移転先用地の確保に向けた村の主導関与につきましては、1点目にもお答えしましたが、基本的には村が個別の状況を把握しながら移転対象者を支援する形での対応になるものと考えておりますが、一方でコミュニティーの維持も重要な視点でありますので、集団での移転希望が多い場合には、それらを村が取りまとめて地域の意向に沿うように国・県などと調整等を図り、支援策などの活用も検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の意向調査に住居移転に対する賛否の項目につきましては、3番、小針議員にもお答えしましたが、今回の意向調査は計画や移転に対する賛否を問うものではなく、住民の皆さんの意向を確認することで、村として今後、どのような対策ができるかを検討するために実施したものであります。

次に、5点目の移転対象者の村外流出を防止するための対応につきましては、1点目でもお答えしましたが、移転についてはそれぞれの事情があると思われしますので、個別に相談を実施するなど、住民の意向に沿った対応を進めてまいります。

次に、6点目の集落の存続を図るため、周囲堤の範囲縮小の要望につきましては、今回の

遊水地計画に係る周囲堤の範囲については、今後の用地調査やボーリング調査等の結果や地権者との交渉などにより正式に決定されるものと思われませんが、村としては移転計画対象となった方々の個別の希望を尊重するとともに、集落の運営や営農活動への影響を考慮して範囲の縮小についても調査検討し、国や関係機関等との調整や協議、さらには必要な要望活動を実施してまいります。

次に、7点目の村として国に対しての公共物を含めた要請につきましては、今後、公共物等を管理している関係機関に照会し数量の確認を予定しておりますが、主なものを申し上げますと、道路、橋梁、水路、上水道、下水道、集会所、屯所、湛水防除に係る排水機場、鉄塔、電柱、母畑地区土地改良区のパイプラインなど多くの公共物等がありますので、国との交渉の中で付け替えや移転方法等について調整や協議を行い、住民生活や地域の振興発展等に支障が出ないように、円滑かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、早速①番から順番に再質問させていただきます。

①の遊水地計画に関わる住居移転が見直しされずにであります。先日配付された意向調査結果表に、地区内移転を希望する、これ50名の中に75%に当たります37名が土地がないのであつせん希望とありますが、それらの要望に対して対処、対応を伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問でございますが、代替地の希望が37名のあつせん、どうしてもなくてあつせんという希望が出されております。個々に今週から各地区からの意見を聴取しますので、そのご意見を十分に尊重しまして対応していくという考えで進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これから地区ごとの相談会、意見会があるから、それで意見を聴いて対処するというようなことですね。

それでは、個々の事情に配慮し希望に沿った場所が適地、なお状況を聴く相談会を実施していくということですが、要望に寄り添っておのおの場所となれば、集落をなさないばらばらの移転になってしまうんじゃないでしょうか。村が適地を計画していく、丁寧な説明をして理解を得ることが大事なんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問でございますが、現在、対策室のほうにも、まず一つは個人の方が自分で土地を探してみたい、自分の土地を使いたいという方もおりますので、それをうまく集落形成ができれば一番よいと考えております。

先ほど村長答弁もありましたように、地域のコミュニティーも大切にしていきたいと思っておりますので、地権者の個々の考え、これをまず重視をする、そのほか大きな竜崎地区からいきますと、元の4組と5組については全戸が該当されておりますので、そういうコミュニティーがつくれれば最高にいいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほどの何番さんだか分かりませんが、質問の中に、原作田地帯が適地だと言われました。原作田地内は、たしかに農振農用地にもなっていて、それを外すのなかなか難しいというふうなことでありますが、そのほかに候補地として私は提言申し上げたいのは東後山、この辺もすばらしくいいところです。そのほかに農地として開発できるところは前林地内、この辺も農地としての開発が可能な場所であります。その辺も一つ検討の中に参考にしていただきたいと思っております。

それでは、②番のほうの宅地開発の弊害になっています農振の除外と見直しは、なかなかこれ簡単に進まないと思っておりますよ。これは前にも私も何回も質問していますが、5年ごとの見直しをしていかなきゃならないというふうなことには決まりはないですが、見直しすべきだというふうなことにもなっていましたはずですが、原作田地内は村の構想の中でも住宅構想地に色分けされていますよね、黄色く。そして、なおかつ竜一18号線が拡幅整備され、上水も100ミリ、下水も入っていますよ。そういうのも先行投資もしてあることだから、ぜひあの辺は移転先としては第1候補じゃないかと、私思います。もちろんこの意向調査の中にも意見要望の中にも、原作田地内というふうに挙げておられた方もおります。あの辺は非常に有望なところだと思います。

そして、この国のやる事業に対して、移転先を求めなきゃならない方々にとっては大変な思いであります。だから、そういうような事情もありますので、今回は農振の除外と見直しをする絶好の機会だと思いますので、その辺のこともやっていかなければなりません。

それと、国が強制的に行う事業でありますので、農地転用が前提条件となるんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問でございますが、農振の除外の点につきましては、国も県も、あと村がやっても全く同じその条件、除外してから転用となりますので、国に変わったからすぐできるということはございませんので、地道に県を通じて協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、先ほども誰かが言いました。私は行政、役所というのは縦割り弊害、やゆではないけれども批判もされていますよね。そういうふうな中であって、この今回の事業は国土交通省であります。農地関係は農林水産省でありますでしょう。その連絡は取り合っているのでしょうか。そこに村は関与しているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のお尋ねの件でございますけれども、先ほども午前中にお話をさせていただきましたけれども、国土交通省と農林水産省が情報を取り合っているという、そういう情報は私どもはいただいておりませんので、その辺はそういうことで判断していただければと思いますけれども、先ほど言葉の中で、国が強制的にやる事業って言っていましたけれども、決してこの遊水地対策事業も国土交通省が強制的に行う事業ではなくて、国民が、あるいは村民が、県民が安全・安心に生命、財産を守るためというような、そういう大きな原点に立った阿武隈川緊急プロジェクト対策事業であるので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 確かに今、村長が強制的にやるんじゃないというふうに言いました。安心・安全を、生命、財産を守る、これは第一番だと思いますが、ただ文化体育館でやられました説明会、突然、今までなかった説明の中であんたらみんな移転ですよと言われてたら、これは皆さん錯乱しますよ。狂乱とまで言いませんが、狂乱と言ったらおかしいものね。じゃあせめて混乱というふうにしましたが、錯乱状態になりますよね。

そういうふうな事業にもかかわらず、僕が聞いたところによりますと、国交省と農水省、下でこれ、連絡し合っているってこと聞きましたよ。これ聞いています。誰から聞いたとも言いませんが、連絡は取り合っているというふうに伺っています。

それでは、③番は、この用地の確保は個人では非常に取得が難しいですよ。売ってくれませんから、とつても難しいことですから、これは。そして、おのおの個人が用地確保には当

然、いろいろな思惑が付きまといますよね。決して安い値段で変えられるわけじゃないし、そうすると思惑が入ります。これは交渉が非常に困難を来しますよ。

それでもって、以前にも誰か質問しましたが、村が指定しますやっぱり信頼のある専門の業者、不動産業だといいますでしょうか、そういうような方を指定する考えはありますでしょうか。また、村がその移転地を買い上げて、計画地を買い上げて、造成工事をして分割販売することはできませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問にお答えいたします。

小林議員が今、述べられたようなことを含め、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、1つの質問の中に2つの話、問いましたよね。専門業者入れることできませんかと、あと村がまた候補地を買い上げて販売することできませんかと。2つですよ。

〔発言する人あり〕

○6番（小林徳清君） 2つともですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（小林徳清君） それじゃ、分かりました。2つですね。私は拙速でありますので、理解が足りないんでしょう。2つまとめて検討するということでありますね。

それでは、④のこれも小針議員が聞かれたことでありますが、重複して問いただきます。

この計画や移転に対する賛否を問うものではなく、住民の皆さんの意向を確認することというふうに答弁されました。そしてまた、今後どのような対策を出しているか検討するというふうに答弁されましたが、突如として説明会の後での意向調査で最も大事なことは、移転に対して賛成か反対かどちらでもない、この項目がなかったのは何ででしょうか。私から言えば、国の意向に沿った調査じゃなかったんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の意向調査の計画に対する賛否の項目がなかったのはなぜかということなんですが、これにつきましては、説明会を受けまして、いち早く住民の方々がどのような意向を持っているかというのを把握するため、その意向に沿って村としてどんなことができるかというようなことを調査するために、国の意向によった

ものではなく、村独自で調査をしたものでございました。

住宅の移転の賛否につきましても、実際、説明会の中であった線不特定、どの住宅までがきっちり移転の対象になるかということもできませんで、全体の方々へ移転について賛成か反対かというような意向調査ではなく、やるとすればこれから個別具体的に移転対象となった方々へ聞き取りをして、それぞれの意向を聴いて村で対応していくようになるかと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今の答弁に対して、まだ聞きます。

個別に対応するとおっしゃいましたね、個別に移転対象算定するって。そうすると、1軒1軒、こちらから出向いて行って賛否を問うんでしょうか。また、いろんな意見を聴くんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小林議員のご質問でございますが、1軒1軒伺って賛否を問うのかというようなことでございますが、賛否について問うものではございません。移転に対してどのような意向があるのかをお聴きして、村がそれに対してどんなことができるかというようなことを調査したいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この意向調査の結果書をまとめたものを見ますと、移転に強力的に反対だという人も数名おられますよね。数名おられます。そうした方々の意向はどのように取り扱うんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問でございますが、反対という方も何件かございました。それらについて、国のほうでは直接、対話方式ということで今週から入っていきます。適宜、出席もできないという方は個々に入っていくというような話でございますので、反対だから除外するとかってそういうことではなくて、話を聞いていくという方針でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、⑤番は、移転対象者の村外流出を防止するためにどのように対処していくのかであります。それぞれの事情、個別に相談実施と、住民の意向に沿った対応というふうにご答弁されました。この村を離れる原因となるのは、農業者以外の方は要

するに宅地の確保が難しいから、それとまた高齢で、うちを再建できる気力も体力もないということで離れていってしまいますよ。それらを食い止めるために、とどめるためにどのような可能性があるのか。私としては、戸建ての村営住宅を住民の意向を聴いて造っていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 6番議員のただいまのご質問の件でございますけれども、戸建ての村営住宅のお話ございました。それもやっぱり一つの大きな視野の中に入れていかなければならないのかなというふうに思います。それらも含めながら、何としまして、前もお話ししてございますけれども、この際に村外にではなくて、何とか村内に移住あるいは定住できるような、そういう方策をぜひ対策室含めて、プロジェクトチームをこれから立ち上げますけれども、そういう部分でしっかりと対応していきたい、そのように考えています。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今の答弁いいですね。そういうふうに前向きにひとつ、ぜひ村民がこの村から離れないような方策も考えていただきたい。

私もあるアンケートに、こういうふうに答えました。私の字体、すぐわかったでしょう、この村に生まれて、この村に育てられて、この村で終わるというふうに書いてありました。村内に今現在住んでいる方はこの村に愛着を持っていますので、ぜひやむなく離れるようなことのないように対策していただきたいと思います。

それでは、6番の集落の存続を図るためというふうなことでありますが、これ用地の調査とかボーリング調査などの結果を、町、地権者との交渉により決定されるというふうに答弁されています。

それから、移転計画の対象の方々の個別の希望を尊重するというふうに答弁されました。

それから、集落の運営や営農活動への影響を考慮し、範囲の縮小について調査検討をするというふうに答弁されていますが、この意向調査に移転に賛同しかねる方が、先ほども言いましたが、意見要望の中に数名おられますね。その中に周囲堤の縮小とか、もう少し遊水地の幅を狭めて集落を存続させる方法はあるではないかというふうなことも私も言っていますが、ここにも書かれていましたでしょう。これはまだ少ない声ではありますが、切なる願いでもあります。無にすることなく、国にこのことをしっかり伝えていくべきではないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま6番、小林議員のお尋ねの件でありますけれども、今、言われましたことについて、村もそういう部分で国ではどうですかというような、そういう機能問題を投げかけてはおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この遊水地の件に関しては、私は地元議員としてももちろん対象者、物すごく悩んでいますよ。一番悩んでいるの、もしかしたら村長かもしれません。その気持ちはお察し申し上げますが、やっぱり住民に寄り添っていただかないとね。

それでは、最後、ラスト7番になります。

多くの公共物があります。国の国交省の中で調査して決めていくというような答弁でありましたが、地域振興発展に支障のないように進めていきますよというふうに答弁をされていますが、この中で僕は公共物を含めてというふうに申し上げていますが、その前に僕はこういうような言葉欲しかったですよ。公共物に対する十分な補償はもちろんのことです。用地の買上げ、住居・付属物の移転に伴い手厚い補償に対しても、対象者に寄り添って尽力していくべきじゃないでしょうか。村の姿勢。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今、公共物関係うんぬんのお尋ねでございました。もちろん当然だというふうに思っていますし、また村も国に対してどうぞ無償でという、そういう考えは毛頭ございませんし、また国のほうもそれなりに調査をしながら、そういう対象物の補償物件なり、あるいはその付け替えなり、それは必ずしややってくれるものというふうに確認はしております。

それは、最終的には、今後の住民生活や地域に住んでいる人たちのそれぞれの生活圏を考えても、あるいはインフラ整備の条件に大きく関わるものだというふうに思っていますので、決して国の事業だからという、そういう部分ではないと思えます。

最後にもう一つなんですけれども、この遊水地計画は、今年5月になって初めて全買方式で素案が示されました。これはあくまでも国が最初の段階で皆さんに示された提案でありまして、必ずしもこれがコンプリートされてこのままいくという、そういうものではないというふうに私は理解していますので、先ほどもお話し申し上げましたけれども、住民に寄り添って、住民の皆さんが本当に何を考えているのか十分把握をして、そして玉川村にとって玉川村の今後の地域振興なり、あるいは農業の振興なりにどうすればいいかというのを十分考

えながら、皆さんと共に研究もしていきたいし、また調査もしていきたいし、先進地の視察等も行いながら十分検討してまいりたい。

ただ、そのために事業実施期間が令和10年度というようなお話もありまして、本当に期間がなくてタイトなスケジュールの中でいろいろな対応が進まれるものというふうに思っていますので、ぜひそこは詳しい皆さん地元の議員でありますけれども、そのほか議員の皆さん、あるいは玉川村の村民の方に十分問題を投げかけて、皆さんと協議しながら進めていきたい、そのように考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 2番目に質問されました小針議員がスケジュール表の配付をされまして、回収されてしまいました。あのスケジュールに沿って進めていきたいと対策室長はおっしゃいましたが、あのようなスケジュールに沿っていくもののでしょうか。僕は懐疑的に思うんですよ。だって、うちを建てるということは、土地を見つけてこれは大変ですよ。スケジュールを提出されたか分かりませんが、そのように進めていくと対策室長おっしゃいましたが、そのとおりにいくのでしょうか。僕は非常に懐疑的なんです。いかがでしょう。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の再質問にお答えいたします。

県が示された令和10年までの事業計画でございますが、このスケジュールどおりに国でいくということで説明を受けておりますので、今回の水曜日からの各地権者との意見交換会の際にも、この資料を使いながら、配付しながら、国のほうでは説明をしたいということをおっしゃっておりますので、私もこの計画どおりに進むという考えでおります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） しつこいようですが、対策室長個人、村長個人として、あのスケジュールどおりにいくと思えますか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 令和10年度というようにあると思えますけれども、そのスケジュールでは、もし皆さんが賛成、あるいは特に異存がなければ進めていかれるのかなというふうには考えています。ただ、あくまでも令和10年度は終わりではなくて、それよりもっと伸びるというのも、先ほど答弁してはいたけれども、それは十分あり得ると思えますし、またスケジュールは最短で何ぼというのは、そういうスケジュールも示されておりますので、今後

の推移いかんだというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） では、ラスト、最後にします。

この計画に対して、村長はどのような見解を持っていますか。遊水地計画に対する見解。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 非常に難しい質問ですけれども、見解はそれぞれ遊水地計画に対する基本的な部分なのでそれぞれあると思いますけれども、今まで答弁した中が私の見解だというふうに理解いただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今の当たり障りのない答弁だと思いますが、まずこれは当然、国がやる遊水地計画で、要するに安心・安全からのこと、これは大事ですよ。でも、本心はどうでしょう。本心は税収も減り、離れる人もいるかもしれない、そういうような中があつて、非常に懸念を示される場所だと僕は思いますよ。確かに生命、財産を守るのも大事です。でも、本心はどうでしょうね。僕はそう思って、見解伺いたかったんですが、賛成というふうに捉えてよろしいんですか。遊水地計画に賛成。いかがでしょうか。

[発言する人なし]

○6番（小林徳清君） なかなか難しいようですので、以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（須藤利夫君） これをもって、6番、小林徳清君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時48分)